

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第4号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

本事業では、シェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて、小規模な地方公共団体の施設の高いレベルでの省エネ化を行う取組であり、以下の要件を満たすものを対象とする。

- i) 地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づいて行う事業であること。
- ii) 整備する施設・設備が、その普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。
- iii) 地方公共団体と民間事業者（ESCO事業者）が共同で申請するものであること。

(2) 要綱第5条第6項第3号の算定方法による算定額

要綱第5条第6項第3号の算定方法による算定額は、原則として当該設備による年間の光熱費削減見込額を2倍した額を対象経費から引いた額とする。

(3) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(4) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度とりまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに地方環境事務所に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

平成○年度小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の事業報告書

平成○年○月○日
地方公共団体名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

【補助事業で整備した設備の概要を記載する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備の利用状況等を記載する。】

4. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、地域住民等からの意見も踏まえ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における他の地方公共団体、地域の事業者等への波及効果や本報告を行う地方公共団体における同様の設備導入実績等を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】